

山形市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時： 令和7年7月7日（月） 午前10時～午前10時30分

場 所： 山形市役所 10階 委員会開催室

出席者： 委員 4名 粕谷会長、石垣委員、坂本委員、笹原委員（今野委員は欠席）

事務局 4名 山崎市民生活部長、三條市民相談課長、佐藤市民相談係長、有路主任

傍聴者： なし

1 開 会（三條課長）

2 会長あいさつ

3 議 題

（1） 令和6年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）

【内容報告】

※1 事務局から資料に基づき報告

※2 資料の報告のほか、現在道路維持課で即時公開している道路台帳について、本年10月1日よりインターネット上のシステムで公開することにより行政文書ではなくなり、今後の行政文書公開請求の全体の件数が少なくなることが予想される旨報告

【質疑応答】

委 員 資料1のP5「3 公開・非公開の決定状況」の非公開理由の「その他」にある、部分公開の16件はどのような理由によるものか。

事 務 局 16件のうち、文書が不存在によるものが10件、既に公開されており情報公開制度が対象とする行政文書ではないものが5件、存否応答拒否をしたものが1件である。

委 員 既に公開されており行政文書ではないものについては取り下げを勧めるのではないのか。今回の報告のように非公開の決定をするのか。

事 務 局 請求者に説明をして取り下げをしてもらうこともあるが、請求者の希望により公開請求された場合、非公開の決定となる。

委 員 今回の件は請求者に説明しているか。

事 務 局 説明は行っているが、決定に含めて欲しいとの意向だった。

委 員 存否応答拒否の事案はどのようなものだったか。

事 務 局 担当課に対して「自分の特定の発言を記録した文書が欲しい」という趣旨の請求であった。情報公開の制度上、その文書があるかないかを知らせるだけで非公開情報を公開してしまうこととなる場合には、文書が存在するかどうか明かせないという決定になる。

委 員 デジタルで公開されることになる道路台帳については市民に広報されるのか。

事 務 局 道路台帳を請求する方は事業者がほとんどであるが、担当課である道路維持課の窓口で既に広報していると聞いている。全体の広報については未確認なので、担当課に確認したい。

委 員 資料2のP1の「R6－8」について、どんな点が開示されたのか。

事 務 局 保有個人情報の開示請求であるため、請求者本人に関する情報は開示された。一方で、本人以外の第三者に関する情報や、請求時点で審議検討中のもの等は不開示となった。

委 員 いじめ事案について、行政文書公開請求と保有個人情報開示請求が同時になされることもあるのか。

事 務 局 今のところ、そういった請求はなかったと思う。

委 員 不開示の理由が不存在であるというものについては、不存在ということについて本人に開示するのか。

事 務 局 不存在としての非公開の決定をした後、「文書はこのような理由でなかった」という旨を決定通知書に記載し、請求者本人に通知する。

委 員 先ほど「文書があるかないかも答えられない」という話があったが、そちらはどうか。

事 務 局 そちらについても非公開の決定ということとなり、「文書があるかないかも答えられない」という理由を記載した決定通知書を請求者に通知する。

委 員 資料1のP17で利用停止請求について記載されている。請求があったが不利用停止ということであったが、どういったものだったのか。

事 務 局 担当課と請求者のやりとりを記録した文書について、請求者が「この記録は虚偽である」等の理由で利用停止請求を行ったが、調査の結果、個人情報保護法上の利用停止を決定するための理由である適法に取得されたものでない、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、利用目的以外の目的のために利用され、提供されている等のいずれにも該当しなかったため不利用停止の決定となった。

委 員 もし訂正請求をした場合はどうか。

事 務 局 訂正請求をした場合、担当課側で事実かどうかを調査したうえで当該記録が事実でないと判明した場合には訂正決定する。

4 閉会（三條課長）